

■ 正誤・修正表

一級建築士の懲戒処分の基準の見直し等により、E R I アカデミーのテキストの記載に修正箇所が生じています。同テキストの内容を下表のとおり読み替えてくださいますようお願いいたします。

ページ	行数	誤(修正前)	正(修正後)																																																
I - 45	10	※2 随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。	※2 随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。																																																
II - 69	33	<p>●「ランク表」による懲戒事由ごとのランクと「処分区分表」による処分等の内容の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">懲戒事由</th> <th>ランク</th> <th>処分等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築士法違反</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>定期講習受講義務違反</td> <td>2</td> <td>戒告</td> </tr> <tr> <td>建築基準法違反</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>不誠実行為</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	懲戒事由		ランク	処分等の内容	建築士法違反	(略)	(略)	(略)	定期講習受講義務違反	2	戒告	建築基準法違反	(略)	(略)	(略)	不誠実行為	(略)	(略)	(略)	<p>●「ランク表」による懲戒事由ごとのランクと「処分区分表」による処分等の内容の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">懲戒事由</th> <th>ランク</th> <th>処分等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建築士法違反</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>定期講習受講義務違反</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 定期講習受講義務違反</td> <td>1</td> <td>文書注意</td> </tr> <tr> <td>② ①による処分等を受けても、なお受講しない場合</td> <td>2</td> <td>戒告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ ②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合</td> <td>5</td> <td>業務停止 2 月</td> </tr> <tr> <td>建築基準法違反</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>不誠実行為</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	懲戒事由		ランク	処分等の内容	建築士法違反	(略)	(略)	(略)	定期講習受講義務違反			① 定期講習受講義務違反	1	文書注意	② ①による処分等を受けても、なお受講しない場合	2	戒告		③ ②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合	5	業務停止 2 月	建築基準法違反	(略)	(略)	(略)	不誠実行為	(略)	(略)	(略)
懲戒事由		ランク	処分等の内容																																																
建築士法違反	(略)	(略)	(略)																																																
	定期講習受講義務違反	2	戒告																																																
建築基準法違反	(略)	(略)	(略)																																																
不誠実行為	(略)	(略)	(略)																																																
懲戒事由		ランク	処分等の内容																																																
建築士法違反	(略)	(略)	(略)																																																
	定期講習受講義務違反																																																		
	① 定期講習受講義務違反	1	文書注意																																																
	② ①による処分等を受けても、なお受講しない場合	2	戒告																																																
	③ ②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合	5	業務停止 2 月																																																
建築基準法違反	(略)	(略)	(略)																																																
不誠実行為	(略)	(略)	(略)																																																
巻末	-	東京ガス株式会社 (II - 14 頁「エネファームの例」「エコウィルの例」)	東京ガス株式会社 (II - 14 頁「エネファームの例」) 本田技研工業株式会社 (II - 14 頁「エコウィルの例」)																																																
	-	一般財団法人繊維補強協会 (II - 49 頁「連続繊維補強工法による補強の事例」)	一般社団法人繊維補修補強協会 (II - 49 頁「連続繊維補強工法による補強の事例」)																																																

以上